

## 文京区国民健康保険料率の改定等について

### 1 保険料率等の改定について

#### (1) 趣旨

特別区では、国民健康保険に係る事業水準の均衡を図り、安定的な事業運営を確保するため、特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準（以下「共通基準」という。）を定め、保険料についても特別区間の格差を是正するため、基準保険料率を算定している。

この度、国から示された諸係数、東京都が確定係数に基づき示した納付金及び標準保険料率等を踏まえ、共通基準の基準保険料率を見直し、これに基づき令和3年度の文京区国民健康保険料の料率等を改定するものである。

#### (2) 改定の基本的考え方

##### ア 法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置について

- (ア) 令和3年度の保険料率は、共通基準に基づく基準保険料率等によることとした。
- (イ) 賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く。）を賦課総額の対象としたうえで、平成30年度は、そのうち納付金分を94%として算定し、以後、平成30年度から令和5年度までの6年間の激変緩和措置期間を目途に、この激変緩和措置割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度特別区長会において定めている。
- (ウ) 4年度目となる令和3年度は、本来納付金分の97%を賦課総額とするところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特殊な社会情勢に鑑み、区財政の状況や長期的な財政規律の確保も視野に入れ、負担抑制のために激変緩和措置割合を令和2年度同様96%に維持することとした。
- (エ) なお、特別区長会の合意事項である激変緩和措置期間については、当初定めた平成30年度から令和5年度までの6年間のまま、延長しないこととした。
- (オ) 引き続き、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減に向け取り組んでいく。

##### イ 賦課割合について

- (ア) 平成30年度制度改正により、全国での所得割と均等割の賦課割合を50:50としたうえで、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。
- (イ) その結果、特別区における令和3年度の賦課割合は58:42となるため、医療分・支援金分・介護分は、原則どおり所得割58:均等割42とする。

### (3) 改定内容等

別紙1のとおり

### (4) 参考資料

ア 令和3年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について（別紙2）

イ 特別区国保における保険料率等の推移（別紙3）

ウ 令和3年度収入別・世帯構成別保険料試算（別紙4）

エ 確定係数により都が示す文京区の算定結果について（別紙5）

### (5) 実施日

令和3年4月1日

## 2 国による国民健康保険制度等の改正について

### (1) 趣旨

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が公布されたことに伴い、必要な改正を行う。

### (2) 改定内容等

ア 個人所得課税の見直しに伴う軽減判定基準について（別紙6）

イ その他、法改正等に伴う文言の整理

## 令和3年度

## 特別区国保における共通基準に基づく文京区の保険料率等の対応について

区 分		文 京 区 の 数 値		〔参考〕 令和2年度
根 拠	医療分	特別区国民健康保険事業の調整に関する 共通基準		同 左
	支援金分			
	介護分			
賦 課 割 合	医療分	各区において基準保険料率 から逆算した所得割と均等 割の割合	所得割 63	所得割 62
	支援金分		均等割 37	均等割 38
	介護分	各区において均等割から逆 算した所得割との割合	所得割 62 均等割 38	同 左
賦課限度額	医療分	63万円		同 左
	支援金分	19万円		
	介護分	17万円		
保 険 料 率	医療分	所得割料率	7.13/100	7.14/100
		均等割額	38,800円	39,900円
	支援金分	所得割料率	2.41/100	2.29/100
介護分	均等割額	13,200円	12,900円	
	所得割料率 (各区で算定する率)	2.12/100	1.69/100	
均等割の 条例減額 (減額する額)	医療分	7割減額	27,160円	27,930円
		5割減額	19,400円	19,950円
		2割減額	7,760円	7,980円
	支援金分	7割減額	9,240円	9,030円
		5割減額	6,600円	6,450円
		2割減額	2,640円	2,580円
	介護分	7割減額	11,900円	10,920円
		5割減額	8,500円	7,800円
		2割減額	3,400円	3,120円

## 令和3年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について

令和3年度特別区国民健康保険基準保険料率は、国から示された諸係数、1月に東京都が確定係数に基づき示した納付金及び標準保険料率等を踏まえて算定を行い、令和3年2月の特別区長会で報告し、了承を得たところである。

### 1 令和3年度基準保険料率算定における基本的な考え方（3年2月特別区長会了承事項）

#### 【法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置】

賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く）を賦課総額の対象としたうえで、平成30年度は、そのうち納付金分を94%として算定し、以後、平成30年度から令和5年度までの6年間の激変緩和措置期間を目途に、この激変緩和措置割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度特別区長会において定めている。

4年度目となる令和3年度は、本来納付金分の97%を賦課総額とするところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特殊な社会情勢に鑑み、区財政の状況や長期的な財政規律の確保も視野に入れ、負担抑制のために激変緩和措置割合を令和2年度同様96%に維持することとした。

なお、特別区長会の合意事項である激変緩和措置期間については、当初定めた平成30年度から令和5年度までの6年間のまま、延長しないこととした。

引き続き、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減に向け取り組んでいく。

※ 特別区の激変緩和措置額：約117億円

医療分 約79億円、支援金分 約26億円、介護分 約12億円

#### 【賦課割合】

平成30年度制度改正により、全国での所得割と均等割の賦課割合を50:50としたうえで、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。

その結果、特別区における令和3年度の賦課割合は58:42となるため、医療分・支援金分・介護分は、原則どおり所得割58:均等割42とする。

## 2 保険料算定をめぐる状況

- ① 一般被保険者数は 1,888,253 人と見込む。〔前年度比▲73,327 人（▲3.74%）〕
- ② 国保事業費納付金は、以下のとおり見込む。

医療分	189,413,953 千円	〔前年度比▲11,567,979 千円（▲5.76%）〕
支援金分	63,130,791 千円	〔前年度比▲732,085 千円（▲1.15%）〕
介護分	29,024,988 千円	〔前年度比 2,867,196 千円（10.96%）〕
- ③ 特別区の激変緩和措置額を約 117 億円と見込む。
- ④ 賦課総額については、以下のとおりである。

医療分	176,340,604 千円	〔前年度比▲10,937,304 千円（▲5.84%）〕
支援金分	59,667,255 千円	〔前年度比 610,556 千円（▲1.01%）〕
介護分	27,799,851 千円	〔前年度比 2,869,510 千円（11.51%）〕
- ⑤ 保険料算定の所得額について、都提示所得と同様の下げ幅を見込んだ▲1.6%を伸び率とする。

## 3 令和 3 年度基準保険料率（3 年 2 月特別区長会了承事項）

- ① 医療分・支援金分
  - (1) 1 人当たり保険料 124,989 円 〔前年度比▲1,213 円（▲0.96%）〕
  - (2) 所得割率 9.54% 〔前年度比 0.11 ポイント増〕
  - (3) 均等割額 52,000 円 〔前年度比▲800 円（▲1.52%）〕
  - (4) 賦課限度額 82 万円 〔医療分 63 万円、支援金分 19 万円（共に前年度と同額）〕
- ② 介護分
  - (1) 均等割額 17,000 円 〔前年度比 1,400 円（8.97%）〕
  - (2) 賦課限度額 17 万円（前年度と同額）

特別区国保における保険料率等の推移

【医療分&支援金分】

		令和3年度 (案)		令和2年度		令和元年度 平成31年度		平成30年度		平成29年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
		58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
保 險 料 率 等	所得割率	9.54%		9.43%		9.49%		9.54%		9.43%	
	医療分 支援金分	7.13%	2.41%	7.14%	2.29%	7.25%	2.24%	7.32%	2.22%	7.47%	1.96%
	均等割額	52,000円		52,800円		52,200円		51,000円		49,500円	
	医療分 支援金分	38,800円	13,200円	39,900円	12,900円	39,900円	12,300円	39,000円	12,000円	38,400円	11,100円
	賦課限度額	820,000円		820,000円		800,000円		770,000円		730,000円	
	医療分 支援金分	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	610,000円	190,000円	580,000円	190,000円	540,000円	190,000円
1人当たり保険料		124,989円		126,202円		125,174円		121,988円		118,441円	
医療分	支援金分	93,389円	31,600円	95,473円	30,729円	95,640円	29,534円	93,287円	28,701円	92,289円	26,152円
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	▲1,213円		1,028円		3,186円		3,547円		7,252円	
	率	▲0.96%		+0.82%		+2.61%		+2.99%		+6.52%	

【介護分】

		令和3年度 (案)		令和2年度		平成31年度		平成30年度		平成29年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		57:43		54:46		53:47		50:50	
保 險 料 率 等	均等割額	17,000円		15,600円		15,600円		15,600円		15,600円	
	賦課限度額	170,000円		170,000円		160,000円		160,000円		160,000円	
1人当たり保険料		40,879円		35,950円		33,550円		32,885円		30,986円	
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	4,929円		2,400円		665円		1,899円		1,499円	
	率	+13.71%		+7.15%		+2.02%		+6.13%		+5.08%	

令和3年度収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

別紙4

保険料率等 (旧ただし書方式)	3年度 基準保険料率(最終案)			2年度 基準保険料
	(内訳)			58:42
	58:42	58:42	58:42	
	医療+支援分	医療分	支援金分	医療+支援分
所得割率	9.54%	7.13%	2.41%	9.43%
均等割額	52,000	38,800	13,200	52,800
1人当たり保険料額	124,989	93,389	31,600	126,202
賦課限度額	820,000	630,000	190,000	820,000

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
2年度基準保険料〔a〕(医療+支援)		15,840	15,840	86,561	191,421	269,218	348,430	428,585	508,740	591,724	681,309
3 年 度	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	0	44,838	140,238	218,942	299,078	380,168	461,258	545,210
		均等割分	15,600	15,600	41,600	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
	保険料〔b〕(医療+支援)	15,600	15,600	86,438	192,238	270,942	351,078	432,168	513,258	597,210	687,840
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	-240	-240	-123	817	1,724	2,648	3,583	4,518	5,486	6,531
	対前年度比〔b〕/〔a〕	0.985	0.985	0.999	1.004	1.006	1.008	1.008	1.009	1.009	1.010

均等割軽減 ⑦:-36,400 ⑦:-36,400 ②:-10,400

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
2年度基準保険料〔a〕(医療+支援)		31,680	31,680	97,121	244,221	322,018	401,230	481,385	561,540	644,524	734,109
3 年 度	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	0	44,838	140,238	218,942	299,078	380,168	461,258	545,210
		均等割分	31,200	31,200	52,000	104,000	104,000	104,000	104,000	104,000	104,000
	保険料〔b〕(医療+支援)	31,200	31,200	96,838	244,238	322,942	403,078	484,168	565,258	649,210	739,840
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	-480	-480	-283	17	924	1,848	2,783	3,718	4,686	5,731
	対前年度比〔b〕/〔a〕	0.985	0.985	0.997	1.000	1.003	1.005	1.006	1.007	1.007	1.008

均等割軽減 ⑦:-72,800 ⑦:-72,800 ⑤:-52,000

③給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(35歳)のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
2年度基準保険料〔a〕(医療+支援)		15,840	28,286	136,727	202,737	272,519	347,959	423,399	502,611	587,481	672,351
3 年 度	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	1,908	84,906	151,686	222,282	298,602	374,922	455,058	540,918
		均等割分	15,600	26,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
	保険料〔b〕(医療+支援)	15,600	27,908	136,906	203,686	274,282	350,602	426,922	507,058	592,918	683,548
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	-240	-378	179	949	1,763	2,643	3,523	4,447	5,437	11,197
	対前年度比〔b〕/〔a〕	0.985	0.987	1.001	1.005	1.006	1.008	1.008	1.009	1.009	1.017

均等割軽減 ⑦:-36,400 ⑤:-26,000

④給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
2年度基準保険料〔a〕(医療+支援)		31,680	54,686	168,407	255,537	325,319	400,759	476,199	555,411	640,281	725,151
3 年 度	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	1,908	84,906	151,686	222,282	298,602	374,922	455,058	540,918
		均等割分	31,200	52,000	83,200	104,000	104,000	104,000	104,000	104,000	104,000
	保険料〔b〕(医療+支援)	31,200	53,908	168,106	255,686	326,282	402,602	478,922	559,058	644,918	735,548
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	-480	-778	-301	149	963	1,843	2,723	3,647	4,637	10,397
	対前年度比〔b〕/〔a〕	0.985	0.986	0.998	1.001	1.003	1.005	1.006	1.007	1.007	1.014

均等割軽減 ⑦:-72,800 ⑤:-52,000 ②:-20,800

⑤給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(10歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
2年度基準保険料〔a〕(医療+支援)		47,520	81,086	210,647	308,337	378,119	453,559	528,999	608,211	693,081	777,951
3 年 度	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	1,908	84,906	151,686	222,282	298,602	374,922	455,058	540,918
		均等割分	46,800	78,000	124,800	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000
	保険料〔b〕(医療+支援)	46,800	79,908	209,706	307,686	378,282	454,602	530,922	611,058	696,918	778,406
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	-720	-1,178	-941	-651	163	1,043	1,923	2,847	3,837	455
	対前年度比〔b〕/〔a〕	0.985	0.985	0.996	0.998	1.000	1.002	1.004	1.005	1.006	1.001

均等割軽減 ⑦:-109,200 ⑤:-78,000 ②:-31,200

## 確定係数により都が示す文京区の算定結果について

## 1 納付金額の比較

単位:円

		医療分	支援金分	介護分	合計
令和2年度		4,720,104,118	1,568,256,434	613,855,073	6,902,215,625
令和3年度		4,417,706,094	1,536,834,077	681,809,944	6,636,350,115
前年度との差	金額	▲ 302,398,024	▲ 31,422,357	67,954,871	▲ 265,865,510
	率	▲ 6.41%	▲ 2.00%	11.07%	▲ 3.85%

## 2 一人当たり納付金額の比較

単位:円

		医療分	支援金分	介護分	合計
令和2年度		112,074	37,237	42,514	191,825
令和3年度		110,429	38,416	48,283	197,128
前年度との差	金額	▲ 1,645	1,179	5,769	5,303
	率	▲ 1.47%	3.17%	13.57%	2.76%

## 3 一人当たり保険料額の比較

単位:円

		医療分	支援金分	介護分	合計
令和2年度		100,468	33,539	38,326	172,333
令和3年度		100,180	34,011	43,940	178,131
前年度との差	金額	▲ 288	472	5,614	5,798
	率	▲ 0.29%	1.41%	14.65%	3.36%

※上記数値は、法定外一般会計繰入を行わないものと仮定して算定した数値であり、実際の保険料とは異なる

## 4 標準保険料率の比較

	医療分		支援金分		介護分	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
令和2年度	7.45	43,459	2.53	14,489	2.26	16,597
令和3年度	7.12	41,881	2.48	14,250	2.49	18,208
前年度との差	▲ 0.33	▲ 1,578	▲ 0.05	▲ 239	0.23	1,611
		▲ 3.63%		▲ 1.65%		9.71%

※上記数値は、都内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料の標準的な水準を示したものであり、実際の保険料率とは異なる



## 国による国民健康保険制度の改正について

平成 30 年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を 10 万円引き上げることとされた。

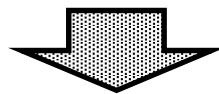
このことに伴い、所得情報を活用している社会保障制度において、意図せざる影響や不利益が生じないように、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）等の規定が見直されたことに伴い、文京区国民健康保険条例（昭和 34 年区条例第 42 号）の改正手続きを行う。

### 制度の内容

- (1) 令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ 10 万円の振替等）に伴い、国民健康保険料の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要がある。
- (2) 一定の給与所得者等が 2 人以上いる世帯は、当該見直し後においては、国民健康保険料の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、次のとおり軽減判定基準の見直しを行う。

#### <現行>

	軽減判定所得
7 割軽減基準額	基礎控除額 33 万円
5 割軽減基準額	基礎控除額 33 万円 + 28.5 万円 × 被保険者数
2 割軽減基準額	基礎控除額 33 万円 + 52 万円 × 被保険者数



#### <改正>

	軽減判定所得
7 割軽減基準額	基礎控除額 <u>43</u> 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5 割軽減基準額	基礎控除額 <u>43</u> 万円 + 28.5 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2 割軽減基準額	基礎控除額 <u>43</u> 万円 + 52 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)